

学校いじめ防止基本方針の概要

本校では、黒沢尻北小学校の児童一人ひとりが意欲をもって生き生きとした学校生活を送れるようにいじめ防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組みとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための基本的方針を定めました。

【いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方】

◇いじめ問題に対する基本的な考え方◇

いじめは、児童の心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす深刻な問題です。

◇いじめの基本認識と理念◇

- 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識の上に立ちます。
- 〇いじめは決して許されない行為であり「いじめを全体に許さない」学校をつくります。
- 〇いじめを受けている児童をしっかり守ります。

◇いじめの定義◇

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

【いじめ防止対策推進法第2条】

【いじめ未然防止のための取り組み】

◇教職員による主な指導について◇

- 1 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう安心・安全な学校生活を保障し、「絆づくり」に取り組みます。
- 2 自己有用感や自尊感情を育むための教育活動を推進します。
- 3 基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせます。
- 4 全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 5 いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、道徳、学級活動等の充実を図ります。
- 6 児童会を中心に児童間の言葉や行動の問題に取り組み、穏やかな人間関係を築く態度を育てます。
- 7 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図り、学校いじめ防止基本方針等の周知、定期的な保護者懇談会を実施します。

◇家庭・地域との連携◇

- 1 PTAの各種会議でいじめの指導方針について説明を行います。
- 2 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開します。

◇いじめ防止等の対策のための組織◇

- 1 「いじめ防止委員会」を設置

校長、副校長、主幹教諭、生徒指導主事、
教務主任、研究主任、学年主任、教育相談担当、
特別支援コーディネーター、
養護教諭、関係教諭

- 2 主な取り組み内容

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断

- 3 開催日

毎月、運営委員会後に設定します。

【早期発見・早期対応・いじめ問題の解消】

◇早期発見◇

- 1 いじめ行為を直接発見した場合
 - (1) その行為を直ぐに止めさせます。
 - (2) いじめられている児童や通報した児童の安全を確保します。
 - (3) 「いじめ問題に対する早期対応」により速やかに報告し、事実確認をします。
- 2 いじめられている児童、いじめている児童、教室、家庭での言動を注視します。
- 3 定期的にアンケートを実施します。
- 4 学校全体で情報の共有を図り組織的に対応します。

◇アンケート及び教育相談◇

- 1 児童・保護者を対象としたアンケート調査及び結果分析
(6月、11月)
- 2 アンケート調査結果を基にした全児童との面談、教育相談
(6月、11月)
- 3 日記、連絡ノート等における記録からの情報収集
- 4 家庭訪問、保護者面談等における教育相談の実施

◇早期対応◇

- 〇 いじめを発見したり、通報を受けたときは、速やかに副校長がいじめ防止委員会を招集・開催し、校長以下全ての職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたります。
- 〇 いじめの事実が確認された場合にはいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

◇電話でのご相談◇

黒沢尻北小学校

0197-65-3313 ^

◇いじめ問題の解消◇

指導後は継続して、加害・被害児童双方の様子を注意深く見守ります。

◇相談窓口◇

- 〇 日常のいじめ相談（児童及び保護者）……………全教職員が対応します。（その後、生徒指導主事に報告）
- 〇 スクールカウンセラーへの相談……………生徒指導主事が対応します。
- 〇 地域からのいじめ相談……………副校長、生徒指導主事が対応します。
- 〇 インターネットを通じて行われるいじめ相談……………学校または所轄警察署が対応します。